５　事業所において事故があった際の報告

　障害者総合支援法や児童福祉法において、サービスの提供により事故が発生した際、事業所は、指定権者、市町村（支給決定市区町村）、当該利用者家族等に連絡を行う必要があるとされています。提出漏れのないようにご注意ください。

　重大事故や市に対し事故に関する問い合わせ等が想定される場合は、報告書の提出の前に市サービス担当者まで電話連絡をお願いします。

　連絡の際の報告様式は事業所の任意の様式で構いませんが、参考までに事故内容報告書の様式データを掲載していますので、必要に応じてご活用ください。

（掲載先）

　ホーム > 創業・産業・ビジネス > 福祉・介護 > 障害福祉サービス等事業者の皆様へ >

3.指定・指導関係の基準・様式等

（ＵＲＬ）

　https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/syoghuku/welfare/jiritu/joho.html